

社会資本整備審議会答申（案）について

社会資本整備審議会答申（案）

社会資本整備審議会は、平成１６年１月２６日付け国河政発第７３号をもって諮問のあった「「川の３６５日」を重視した河川行政を展開するために、平成１１年３月河川審議会答申を受け同年８月河川敷地占用許可準則を改正したところであるが、その後も河川敷地の多様な利用等について引き続き要望があるので、これを受けて河川における治水、利水機能の確保及び河川環境に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進を図る必要があると考えるが、その見直し方針はいかにあるべきか。」に関して、当審議会河川分科会に付託して審議を重ねた結果、下記の結論を得たものである。

当審議会は、この答申に基づき、所要の措置を講ずることを要望する。併せて、社会経済状況等の変化に対応して、今後とも、適宜、河川敷地占用許可準則の必要な見直しを行っていくよう要望する。

記

- 一 河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものである。

また、平成９年度に新たに河川環境の整備と保全をその目的に位置付ける河川法の改正がなされ、河川の管理は、治水、利水及び河川環境の整備と保全が達成されるよう総合的に行うべきこととされたところである。

平成１１年３月の河川審議会答申を受け、同年８月河川敷地占用許可準則を改正したところであるが、河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、その後も河川敷地の多様な利用については引き続き要望があることを踏まえ、河川敷地利用の選択の幅を広げることにより地域社会におけるこれらの動きを支援し、また、河川を含めた美しく風格のある国土の形成等のために景観法が今般制定されたことも踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進を図るため、これに対応した河川敷地占用許可準則の一部見直しの必要性について検討を行った。

- 二 その結果、現行の河川敷地占用許可準則については、次のような視点からの一部見直しが必要であるとの結論に至ったので、同準則の一部を改め、河川敷地の占用の許可のなお一層の適正化を図る必要があると考える。

(1) 自然豊かで、貴重なオープンスペースである河川敷地については、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっており、このため、次の施設について占用施設への追加又は削除を行うこと。

① 類型の追加・修正

- ・河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設として、売店（周辺に商業施設がなく、地域づくりに資するものに限る）、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇、防犯灯の追加
- ・防災活動に必要な施設として、防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設、防災倉庫の追加
- ・河川に関する環境教育又は環境意識の啓発のために必要な施設として河川環境教育施設、自然観察施設、河川維持用具等倉庫の追加

② 既存の類型における例示の追加又は削除

- ・行政標識、観測・測定施設、荷揚場、いけすその他占用施設の追加
- ・料金所、待合所、案内板等の公共船着場と一体をなす工作物の追加
- ・占用施設からのモトクロス場の削除

(2) 地域に密着している河川敷地の利用等に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置を講ずるため、包括占用許可が行われているところであるが、本制度のこれまでの利用実態を踏まえ、今後より一層活用されることを期すため、包括占用者の創意工夫が十分に活かされるような次の制度の改善がなされること。

- ・包括占用者の許可対象範囲を市町村だけでなく、都道府県や公益法人その他これらに準ずる者にも広げること。
- ・包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域のレイアウトの中で自由に配置することを認めること。
- ・包括占用許可を受けた公的主体が河川に関する特定非営利活動法人に包括占用区域の一部を使用させる場合には、ベンチ、花壇等の工作物の設置に限るものとする。
- ・包括占用区域内で工作物の設置を伴わない等の一定のイベント利用等がなされる場合において、河川管理者の関与無く、地方公共団体等の包括占用者がその利用を認めることができる範囲を明確にし、イベント利用の促進を図ること。

(3) 河川敷地の占用の許可に当たっては、地元市町村の意見を聴くこととされているところであるが、例えば、道路橋梁等の公共施設について継続して占用許可を申請する場合など、一律の取り扱いが適切でない場合もあるので、河川管理者の判断により地域の意見を聴かなくても占用許

可を行えるように、河川行政実務の実態に即した手続きの一部見直しを行うこと。

- (4) 社会経済状況等の変化に対応して、適宜、河川敷地占用許可準則の必要な見直しを行っていくことが必要であることは、前文において記したところであるが、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ、地域の特性に即して同準則を運用することを可能にするため、必要に応じ、同準則の特例を時限的措置として定め、積極的に社会実験を行えることとすること。
- (5) 美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする景観法が制定されたことに対応し、河川における景観の保全を図るため河川敷地占用許可準則における所要の改正を行うこと。
- (6) 一時的な占用の許可について、同一内容の占用について、繰り返し許可することにより継続して占有することになるなど、河川敷地占用許可準則第六及び第七の規定に反する許可をしてはならない等の制限を設けるなど適正な運用を確保する措置を講じること。

三 改正後の河川敷地占用許可準則の運用に当たっては、特に以下の点に十分留意する必要がある。

- (1) 占用の許可の目的となる施設等の範囲を従来より拡大したところであるが、一方、河川環境に対する国民の要請の高まりにも配慮し、河川整備計画、河川環境管理基本計画等の河川敷地の利用に係るゾーニング等の計画を定め、これらの計画に沿って河川環境の保全に一層努めること。
- (2) 河川管理者が地域の人々の意見も十分に斟酌した上で、個々の河川の個性や役割を踏まえた統一的な河川観を持つことが必要であること。
- (3) 河川区域内における不法占用については、様々な面で河川管理上の支障を引き起こしているので、河川管理者は関係行政機関等と協力し、これらの違法状態の解決に全力を尽くすべきであること。
また、監督処分等の措置を強化し占有制度を適切に運営することが必要であること。
- (4) 河川敷地の利用について、河川管理者が行政的に決めるに当たっては、地域の意見を十分に反映する手続きについて検討するとともに、国民の河川への親しみを醸成するように努めることが必要であること。
- (5) 河川敷地におけるヘリコプターの離発着施設等の設置については、地震災害時等を想定した対応について、検討が必要であること。

河川敷地占用許可準則の見直しについて

1 占用施設等の改正

(1) 類型の追加・修正（準則第七）

- ① 河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
 - ・ 便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設（単独施設）
 - ・ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
 - ・ 防犯灯
 - ・ 遊歩道、階段等の親水施設
 - ・ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ・ 地下に設置する道路、公共駐車場
- ② 地域防災活動に必要な施設
 - ・ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
 - ・ 防災倉庫その他防災活動のために必要な施設
 - ・ 水防倉庫その他水防活動のために必要な施設
- ③ 河川に関する環境教育又は環境意識の啓発のために必要な施設
 - ・ 河川環境教育施設
 - ・ 自然観察施設
 - ・ 河川維持用具等倉庫

(2) 既存の類型において例示を追加するもの（準則第七）

- ① 公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - ・ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
- ② 河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
 - ・ 荷揚場、（通路を含む。）
 - ・ 料金所、待合所、地名表示、観光案内板（公共船着場と一体となるもので可搬式等の治水上問題のないもの）
- ③ 住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
 - ・ いけす

(3) 既存の類型において例示を削除するもの（準則第七）

- ・ モトクロス場

(4) 占用主体の改正（準則第六）

船舶上下架施設（斜路を含む。）については、水面利用協議会等が設置されていない場合限り、地元市町村の同意を得て当該施設の整備を行う者も占用主体として認めることとする。

2 制度等の改正点

(1) 市町村意見聴取の対象の適正化（準則第五）

現行準則上はすべての施設を対象としているが占用対象施設等によっては必ずしも一律の取り扱いが適切でないものも含まれているため、次のものについては意見聴取を不要とすることができることとし、準則第五第2項に「原則として、」を追加する。

- ・ 公共公益施設（道路又は鉄道の橋梁、トンネル、水道管、下水道管等）で占用を継続するもの
- ・ 住民の生活のために設置がやむを得ない通路又は階段等（無接道通路又は階段）軽微なもの

(2) 景観法に対する対応について記載（準則第十一）

準則第十一第2項として、以下を追加。

「河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。」

(3) 一時的な占用の許可について規定を追加（準則第十五）

準則第十五に以下を追加。

「ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。」

(4) 包括占用許可制度の改善（準則第十六 ほか）

- ① 包括占用許可対象範囲を市町村だけでなく、都道府県や公益法人その他これらに準ずる者に広げる。
- ② 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域のレイアウトの中で自由に配置することを認める。
- ③ 包括占用許可を受けた公的団体が河川に関する特定非営利活動法人に包括占用区域の一部を使用させる場合には、ベンチ、花壇等の設置に限るものとする。
- ④ 包括占用区域内の工作物の設置を伴わない等の一定のイベント利用等について、地方公共団体等の包括占用者がその利用を認めることができる範囲を明確にする。

(5) 社会実験についての根拠条項を設定（附則）

附則として、以下を追加。

「この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即して河川敷地占用許可準則を運用することを可能にするため、別途国土交通省河川局長通達の定めるところにより、社会実験が行えることとする。

この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。」